

# 翻刻 深見要言編著「蒙古退治旗曼茶羅記」全

望 月 真 澄

(凡例)

翻刻する史料は、深見要言編著、刊本「蒙古退治旗曼茶羅の記」一冊（豎帳・十二丁）である。

一、翻刻にあたっては、本文をそのまま一段組とし、原本の体裁はできるだけ尊重したが、割書等については、ある程度の統一を行った。

一、漢字は原則として常用漢字に改めた。ただし、特に必要と認められる場合については現史料のままとした。

一、字体は人名・地名等の固有名詞を除いて、常用漢字のあるものはこれを使用し、異字・俗字・略字等は正字を原則として常用漢字に改めた。

一、変体仮名は原則として平仮名に改めた。ただし、助詞等慣用的に使用され、頻度の高い先の文字については漢字のままとし、小活字を用いて区別した。

而(て) 江(え) 茂(も)

一、再読文字は、漢字を「々」、片仮名を「ヽ」、平仮名を「ゝ」、二字続きは「」とした。

翻刻 深見要言編著「蒙古退治旗曼茶羅記」全(望月)

翻刻 深見要言編著「蒙古退治旗曼茶羅記 全」(望月)

一、虫損、破損、汚損等によつて判読できない場合、字数が判明する場合は字数分を□で示し、字数が判明しない場合は「」で示した。

一、誤字が明らかなる場合は、右側に( )を付して、正しい字を注記した。

一、割書は、へゝを付して一行に記した。

一、各葉ごとの終わりを「各丁ごとの終わりを」で示し、丁数を下部分に記し、表はオ、裏はウと表記した。

書誌

法量 二六・八×一八・一cm 墨付一二丁

深見要言編著の刊本「蒙古退治旗曼茶羅の記」(筆者蔵)を翻刻紹介し、日蓮伝記における蒙古襲来場面を考える一助としたい。

### 深見要言著「蒙古退治旗曼茶羅の記」の内容

本書の題名や本文の頭首に記されているように、一貫して蒙古退治の折の旗曼茶羅に関する記述が主となっている。つまり、要言は、旗曼茶羅の存在に着眼して旗曼茶羅の所在とその御利益について記している。

著者が意図するところは、日蓮聖人が蒙古襲来の時、蒙古調伏ご本尊を揮毫し、蒙古撃退の祈りをかけられたこと

を紹介することにあつた。同書は文化十一年（一八一四）五月に深見要言によって開版されたが、二年後の同十三年（一八一六）に改訂されている。

同十三年版には「日蓮大菩薩号副書」「佐渡赦免状写」が添えられ、日蓮聖人の生涯における佐渡流罪から赦免の場面と、日蓮滅後の大菩薩号の繪旨が添えられている。大菩薩号は、享保五年（一七二〇）仲夏五月二十一日付、身延山久遠寺三十四世日裕代となり、三十三世日亨から三十四世日裕の時代に高揚した日蓮信仰を受けて掲載されたものである。要言は旗曼荼羅の御利益について宣伝し、これが後の日蓮伝記に定着していったと考えられる。この御利益は、末尾に「此五字の大曼荼羅を身にふたいし心に存せば諸王国を扶け万民は難を遁れ乃至後生の火災を脱るべし」とあるように、除災の中でも特に火災を逃れる功德が強調されていることが特筆すべき点といえよう。

「蒙古退治旗曼荼羅の記」 深見要言

文化十三年深見要言開版

蒙古退治旗曼荼羅の記

（1丁オ）

日の丸 絹地長さ六尺五寸幅五尺五寸 東都押上最教寺

月の丸 長さ幅右に同じ。 身延山

茲に不思議の物語あり、心を静めて聞給へ、往昔文永

十一年甲戌春、高祖日蓮大士二月十四日佐渡の国を

立て三月廿六日鎌倉へ帰り給ふ、四月八日平の左衛門尉

翻刻 深見要言編著「蒙古退治旗曼荼羅記 全」（望月）

翻刻 深見要言編著「蒙古退治旗曼荼羅記 全」(望月)

頼綱よりつなに對面たいめんして御相談ごそうだんあり

高祖かうそ大菩薩だいぼさつの撰時抄せんじせうに云く、四月八日平の左衛門尉いに

語ことばていはく、念仏ねんぶつは無間むげんの業禪ごふぜんは天魔てんまの所為しよゐなる事

疑うたがひなし、殊ことごとに真言宗しんごんしうが此国土このくにの大なる災わざはひにて候もち、大蒙ちやう

古国調伏ここくちやうふくの御祈禱ぎとうしんごんしう真言宗しんごんしうに仰付あふせつらるるならばいよいよ

此国亡ぶべしと語りしかば、頼綱よりつな問とて云く、いつの頃ころか一定いつてぎやう

よせ候もちべき歟か、日蓮答にっぜんこたへていはく、經文きやうもんには何の日なにひとは見みへ候もち

はねども天てんの御氣色おんきしき急いそに見みへて候もちよも今年ことねんは過すこ

し候もち、まじと語りたりきかた〈已上御書〉高祖大士者五月十二日

鎌倉かまくらを立て身延山みんげんざんに入給いりたまふ、又またいはく、あはれなるかな歎なげな

しき哉かな、日本国にっぽんこくの人々ひと今いまにしも見みよ、大蒙古国だいもうこく数万すまん

艘せうの兵船ひやうせんを浮うかべて日本国にっぽんこくを責せめば上かみ一人ひとりより下しも万民ばんみん

に至いたるまで一切いっさいの仏寺神社ぶつじじんじやをなげすてて各声おのゝこゑを調しらへ

て南無妙法蓮華經なんぶみょうほつれんげきやう南無妙法蓮華經なんぶみょうほつれんげきやうと唱となへ掌たなごころを合あはてたすけ給たまへ、

日蓮にっぜんの御坊ごぼうよ、日蓮にっぜんの御坊ごぼうよとさけび候もちはんするにや〈已上御書〉其御言そのことば

微塵みじんも違たがはず、其十月そのじふがつ大蒙古国だいもうこくより大船せん三百艘さう早船はやふね

三百艘さう小船せうせう三百艘さう、其人数そのにんすう二万五千人にばんごうにん打乗うちのつて對馬つしま

(1丁ウ)

(2丁オ)

浦へよせ来る、筑紫の武士等防戦ければ、蒙古の軍法  
乱を靡き矢種尽て引退く、又弘安三年大蒙古国より  
杜世忠と申者を使者として日本へつかはしければ、関東  
より下知として頓て捕へて鎌倉へ下し龍口にて首を  
刎由井が濱に□しけり、蒙古の国王これを聞て大に  
怒り大軍を起し日本を伐べきの催し有けるよし  
本朝に聞へければ公家武家大に驚勅公家よりは伊勢  
へ勅使を立て奉幣御祈祷精誠を尽され、日本國中  
諸寺諸社へ御祈祷仰付らる念仏真言禪律等の  
面々我も我もと丹精を抽く、蒙古調伏の大法秘法を  
つくして月日を重て肝膽を摧き祈りける処に  
弘安四年五月蒙古の賊船七万余艘二十四万余騎壹岐  
対馬を討取て九州へぞ押寄る、日本勢死をもかへり  
みす、防戦といへども彼方より鉄砲石火矢に火を操  
空を飛せて投懸て、責ければ日本勢多く焼殺れ  
□櫓に燃付打消べき違なく、迸焰に手足をやき、  
日本勢これに辟易して中々戦ふべき様もなくあぐみ

果てぞ見へたりける蒙古勢勝に乗て一度にどつと

攻懸り打るれども、かへりみず、倒るれども引退す、乗越

戦ひける、日本勢大に退屈し、菊池原田松浦党手負

討る、者数をしらず、生捕れたる者数百人、掌を連索して

舷に貫て日本の者に見せければ見る者聞もの恐しく

筑紫九州の者ども我も我もと四国中国へ落たりけるほど

なく日本国へ討入べきのよし、関東へ聞えければ北條相模守

平の時宗大に驚き、則身延山へ使者を以て高祖大士へ

蒙古退治の守護を請ふ、時に高祖の曰、日蓮歳頃日頃

申せしは是なり、仏の御使として日本国の一切衆生を

救んと思ふ、日蓮を御用ひなく却て流罪死罪に行はせ

給ふ故、今にも見る自界叛逆難とて国に同土討起り

他国侵逼難とて他国より責らるべし、殊に念仏真言を

以て御祈あらば却て此国亡ぶべし、例せば病の起をしら

ざる人病人を療治すれば、人かならず死するがごとし、此

災の根源をしらぬ人が祈をなさば国もさに亡ぶべし、

兼て申せはこれなり、今蒙古の責来れると見て始て

(3丁オ)

(3丁ウ)

驚 給ふやとて 則 大漫茶羅を認て御使へそ渡さるる、  
去ほどこ鎌倉よりは大将軍惟康親王御出馬にて宇都  
宮貞綱は武の大將として数多の軍勢引率し、九州さして  
馳登る頃は弘安四年 辛巳八月大軍の真先に幡漫茶羅を  
押立て敵軍さして攻向ふ、諸天善神は顔を現し数万の  
軍勢をあらはしよろふたる武者甲の星を輝し旗指物を  
つき立てゑいやゑいやと押寄る、轡の音鐘や太鼓のひびき  
夥しく筑紫九州野も山も津々浦々に至る迄数万騎の  
勢攻寄せたりと敵の眼にこへければ、叶じとやおもひけん  
七万余艘の賊船はもやいを飛て漕出る門司赤間か関を  
経て長門周防へ押渡る頃は八月十七日辰の刻打しも風  
息波静にて有けるが一天俄にかき曇り大風烈く吹  
来り、逆浪天に漲り震動雷電鳴 震 大山も忽崩れ天も  
地に落ると疑る、これに依て蒙古七万余艘の兵船は逆卷

(旗曼茶羅破蒙古図)

(旗曼茶羅破蒙古図)

浪に打返され、或は友船に当て打破り、或は荒磯の岩に

(4丁オ)

(4丁ウ)

(5丁オ)

(5丁ウ)

翻刻 深見要言編著「蒙古退治旗曼茶羅記 全」(望月)

当て微塵に碎三百七十万騎の蒙古勢漫々たる

海上に浮つ沈みつ漂つ一時に亡ふる有様は守屋の

昔に異ならず、誠に是三国に比類なき未曾有の大

漫茶羅後代有がたき御威光なりと思はずものこそ

なかりけれ、高祖の御書に曰、其面南無妙法蓮華經

の七字をあらはしておはしませば、北風吹ば南海のうろくず

其風に当て大海の苦をはなれ、東風吹ば西山の鳥

獸其風を身にふれて、畜生道を脱る、況や随喜をなし

手にふれ、眼に見まいらせ候、人類をや(已上御書)此御言実に

以て肝にめいず、非情職はれども面に七字の題目を顕し

ぬれば、かくのごとき功德あり、唯一遍の功德すら猶かくの

ごとし、何況や有情一切衆生、此法華經を我も信じ人をも

勧めて持たしめば、其功德広大無辺にして不可思議なる

へし、經に云く、法華の名を受持せん者は、福量べからず、御書に

宣く、大日天と申は宮殿七宝なり、其大さ八百六里五十

一由旬なり、その中に大日天子居し給ふ、勝無勝と申て

二人の後あり、左右には七曜九曜ほうなり、前には摩利



支天御座七宝の車を八疋の駿馬にうけく、四天下を  
一日一夜に廻り四州の衆生の眼目と成らせ給ふ、他の  
仏菩薩天子等は利生のいみしく御座事を耳には是

(6丁ウ)

を聞ども愚眼にはいまだ見ず、これは疑ふべきにあらず、  
眼前の利生なり、教主釈尊に御座ずんば、争かかくの  
ごとくのあらたなる事候べき、一乗妙法の力にあらずんば  
いかでか眼前の奇異をば現ずべき不思議におもひ候  
まさに知るべし、日月天の四天下を廻り給ふは仏法の  
力なり、故に法花経の序品には普香天子と列り  
御座法師品には阿耨多羅三藐三菩提と記せしめ  
給ふ、火持如来是なり、御書に宣く、帝釈は三十六の

(7丁オ)

善神王をつかはし、二十五の善神王をさしそへ  
持経者を擁護せしめ給ふ、此神王に百億の恒沙の  
眷属あり、形を隠して番々に相代て守護せしめ  
給ふ、持国天は水の災を除き、広目天は怨敵の難を  
退け増長天は衆病を消除し、多聞天は夜叉の害を  
除かしむ、皆是帝釈の勅なり、天諸童子以為給仕

云々可レ秘々々

御書に云く、生死の大海を渡らんことは、妙法蓮華經の

船にあらずんば叶ふべからず、是に乗べきものは、日蓮が

弟子檀那等なり、能々信じさせ給へ、是等のおもむき

を能々信受して心肝に染入、己が神とせよ、殊に末法

今時はこれ法花經広宣流布の最中なり、此時節を

忘てむなしく年月を送る事なかれ、よくよくおもへば

限ある身にてありながら、限なき欲にのみかまけ

て一生空しく過すならば後悔千万すとも其甲斐

なかるべし、急げただ御法の船のいとぬまに乗

後ては誰か渡せじ品々いそひで小乗權經の小船を

うち捨て速に一乗妙法の大船に乗給へ

一天四海皆歸妙法仏法繁榮広宣流布

天子萬年

大樹億兆

五穀豐穰四民快樂万年之外尽未來際

南無妙法蓮華經云々

(7丁ウ)

(8丁オ)

文化十一年戊辰年五月

御書校合開版主

東都 深見要言(花押)

蒙古退治旗曼茶羅記終

(高祖旗曼茶羅書)

(日蓮筆 日旗曼茶羅写)

(日蓮筆 月旗曼茶羅写)

東条新尼御前御書に云末法の始に謗法者一閻浮提に充滿して諸天嗔を成慧星天にわたり大地は大波の

ことくをどり大早魃大水大風大厄癘大飢饉大兵乱無量の

大難並おこり、一閻浮提の人々おのおの甲冑を着て刀杖を

手に握らん時、諸仏諸菩薩諸天善神等の御力およびせ

給はざらん時、此五字の大曼茶羅を身にたいし心に存せば諸王

国を扶け万民は難を遁れ乃至後生の火災を脱るべしと

仏記し置給ひぬ

此年数多真法威力御感尤 深三国無比

翻刻 深見要言編著「蒙古退治旗曼茶羅記 全」(望月)

(8丁ウ)

(9丁オ)

(9丁ウ)

(10丁オ)

(10丁ウ)

翻刻 深見要言編著「蒙古退治旗曼荼羅記 全」(望月)

類妙宗後代難有尊僧何宗比之於日本

中宗弘不可有妨者也 仍執達如件

文永十一年五月二日 城左兵衛奉 在判

日連大上人

在御正本奥州仙台光勝寺 藤尾女

蒙古退治日月の旗曼荼羅絹地の懸物二幅の施主

文化十一年甲戌五月 深見要言

行年六十八

(11丁才)

右

人皇百十三代靈元皇帝之宸翰也

副書 曰

そへがき

日蓮大菩薩号

太上法皇御宸翰無疑者也 有故今般奉納乎身

延山可謂一宗之本意顯然矣昔時大菩薩号

雖有 二

勅書<sup>二</sup>不到於本山干時享保五庚子年仲夏奉納

(11丁ウ)

これをじよしてためごかんこれをほいしおはんこれぶつぼうせうりうしゆうもんくはうきえう  
之序<sup>レ</sup>為後鑑拜之畢<sup>レ</sup>是仏法韶隆宗門光輝永々  
可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>抽<sup>二</sup>藝<sup>一</sup>祈<sup>一</sup>者也

五月廿一日 都護前<sup>とごさきのあせうどう</sup> 亜相藤<sup>くはあう</sup> 花押

久遠寺住持日裕上人御房

(12丁オ)

繪<sup>りん</sup>繪<sup>し</sup>旨

文化十三季丙子八月十三日

開版主 深見要言 七十歳

(墨書・後筆)

「昭和十、一、十六求之」

(追記) 本資料閲覧・翻刻に関して、身延山大学准教授木村中一先生から立正大学日蓮教学研究所在所蔵本の所在につ

いてご教示いただいた。あらためてその学恩に謝する次第である。